

有資格業者以外の者の建設工事等に係る暴力団関係業者排除措置要綱

(平成 26 年 4 月 1 日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市が発注する建設工事等における下請契約（一次及び二次下請以降すべての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）から、有資格業者以外の暴力団関係業者を排除することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(排除措置)

第2条 建設工事等における有資格業者以外の者が、警察からの通報により暴力団関係業者であることが判明したときは、原則として、北九州市建設工事等入札参加者の指名停止要綱に規定する措置基準に準じた期間、北九州市工事請負契約約款第7条の2に基づく措置（以下「下請契約等からの排除措置」という。）を行うものとする。

(関係局等への通知)

第3条 前条の規定により、下請契約等からの排除措置を行ったときは、関係局等に速やかに通知するものとする。

(排除措置の公表)

第4条 第2条の規定により、下請契約等からの排除措置を行ったときは、商号又は名称、所在地(住所)、排除措置期間及びその理由を、安全・安心推進部のホームページで、措置開始日から措置終了日まで公表するものとする。

付 則

この要綱は、平成 23 年 8 月 10 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。